平成２１年（フ）第１０１５号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前55番地の２－２－403号
債務者　阪江　信子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３３号
京都市伏見区桃山与五郎町１番地287、申立前の住所京都市伏見区桃山南大島町67番地66サンヴィラ桃山103
債務者　坂口　　寧
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５３号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字里垣内15番地３
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１－429号
債務者　矢野　正一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３６０号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目14番25号
債務者　木原　行雄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３６１号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目14番25号
債務者　木原　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目９番９号パティオ甲子園口202号、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目４番５－106号
債務者　岸本　時子（旧姓出井）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０４号
兵庫県尼崎市大島３丁目８番15号シャルダン大島305号
債務者　前田小夜香（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市昭和通２丁目10番10―408号
債務者　上土井伸一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３６９号
愛媛県松山市南江戸４丁目２番１号　上岡マンション103号
債務者　大塚　直美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７６号
愛媛県松山市畑寺４丁目11番15号
債務者　青木　愛美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５号
愛媛県松山市小栗７丁目２番18号　西岡マンション103号
債務者　中村　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９号
愛媛県松山市西石井１丁目４番15号
債務者　江戸　響子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
愛媛県松山市紅葉町２番10号
債務者　福吉　健治
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２３８号
福岡県久留米市城島町西青木488番地７
債務者　石橋　　優
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３７号
宮崎県都城市山田町山田9829番地18　瀬茅団地５－５号、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田9829番地18
債務者　髙山　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３８号
宮崎県都城市山田町山田9829番地18　瀬茅団地５－５号、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田9829番地18
債務者　髙山まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５３号
沖縄県那覇市字大道35番地10　ライオンズマンション大道301号
債務者　知念　正人
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部